県土整備部出先機関工事試行事務取扱要領　新旧対照表

新	旧
工事要領第 13 条第 2 項様式第 16 号(競争入札心得書) 福岡県県土整備部競争入札心得書 第１条～第３条　（略） (入札等) 第４条　～６　（略） ７　入札参加者は、入札に際し、次の書類を提出しなければならない。 なお、電子入札の場合は、電子入札システムにより提出するものとする。 (1)　工事費内訳書(明細書を含む。)及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条に基づく入札金額の内訳（以下「入契法第12条に基づく内訳」という。） ただし、予定価格の事前公表の対象となる工事に限る。 (2) 配置予定技術者届 ただし、指名競争入札による予定価格が400万円以上の工事に限る。 第４条　８～第７条（略） (無効の入札) 第８条　(1)～(12)（略） (13) 必要事項が確認できる入契法第 12 条に基づく内訳の提出が無いとき ただし、暫定措置として、令和 9 年 10 月 31 日までに公告または指名通知を行う案件に限り無効としない (14) 配置予定技術者届の記載事項について、重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項が確認できないとき (15) その他入札に関する条件に違反したとき 第９条～第１３条　（略）	工事要領第 13 条第 2 項様式第 16 号(競争入札心得書) 福岡県県土整備部競争入札心得書 第１条～第３条　（略） (入札等) 第４条　～６　（略） ７　入札参加者は、入札に際し、次の書類を提出しなければならない。 なお、電子入札の場合は、電子入札システムにより提出するものとする。 (1) 工事費内訳書(明細書を含む。) ただし、予定価格の事前公表の対象となる工事に限る。 (2) 配置予定技術者届 ただし、指名競争入札による予定価格が400万円以上の工事に限る。 第４条　８～第７条（略） (無効の入札) 第８条　(1)～(12)（略） (新設) (13) 配置予定技術者届の記載事項について、重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項が確認できないとき (14) その他入札に関する条件に違反したとき 第９条～第１３条　（略）

県土整備部出先機関工事試行事務取扱要領　新旧対照表

新	旧
（契約書等の提出） 第１４条　～　９（略） １０　予定価格の事前公表の対象となる工事に限り、落札者が提出した工事費内訳書に記載されている直接工事費が、一定水準を下回ると発注者が判断した場合は、労務費が妥当な水準にあるかを確認するものとし、落札者は、契約締結前に理由書を提出しなければならない。なお、理由書が提出されない場合や合理的な回答が得られない場合は、建設業法第４０条の４に基づく調査を行うもの（建設Ｇメン）へ通報するものとし、通報にあたっては、落札者が提出した工事費内訳書及び理由書等も情報提供するものとする。 第１５条～第１８条　（略）	（契約書等の提出） 第１４条　～　９（略） （新設） 第１５条～第１８条　（略）